

タイの人身取引被害者のその後
—サイバーが被害者に戻る理由—

佐藤 仁美
(広島大学大学院)

タイの人身取引被害者のその後 —サバイバーが被害者に戻る理由—

佐藤 仁美
(広島大学大学院)

1. はじめに

人身取引被害者のシェルターに関する既存研究では、退所後のサバイバーの実態が十分に把握されていない。既往研究の一つである佐藤・日下部 (2023) は、シェルターでの職業訓練が実際の職業に結びつかず、退所後も貧困が続き、一部が自ら売春を選び再被害に遭う実態を指摘している。しかし、安定した生活を送るサバイバーについての調査は行われておらず、社会再包摂されえた理由や再被害に至る要因は未解明である。

本研究は、佐藤・日下部 (2023) の知見を踏まえ、タイのナコンラーチャシーマー県 (以下「コラート」と称する) のシェルター退所者を追跡調査し、退所後の社会再包摂の実態と人身取引への再流入要因を明らかにすることを目的とする。これにより、再統合の理論的枠組みに新たな視点を加え、学術的貢献を目指す。

現在、国際社会や各国における人身取引対策は、刑事司法と被害者の人権保護および協力と調整を基盤とし、以下の戦略で推進されている (齋藤, 2014)。

- ・「5つのP」：保護 (Protection)、訴追 (Prosecution)、処罰 (Punishment)、予防 (Prevention)、国際協力と参加の促進 (Promoting international cooperation and partnership)
- ・「3つのR」：救済 (Redress)、復帰 (Rehabilitation)、再統合

(Reintegration)

- ・「3つのC」：能力 (Capacity)、協力 (Cooperation)、調整 (Coordination)

本研究で焦点を当てる「再統合 (Reintegration)」は、福祉学や社会科学における重要なテーマであり、支援の有効性評価の枠組みとして発展してきた。Lisborg & Plambech (2009) や Surtees (2017a) は再統合を「自律性の回復」と「経済的・社会的包摂」と定義するが、「再統合」という表現は被害者の社会適応を前提とし、背景にある社会構造の問題が見過ごされる可能性がある。そこで本研究では、「社会再包摂 (Social re-inclusion)」を用い、社会全体で被害者を支える概念とする。これは、「人身取引被害者が自律した選択・生活のコントロール力を回復し、退所後も排除されることなく、経済的・社会的に回復するプロセス」を指す。

2021年の推計で世界に約4,960万人の現代の奴隷が存在し (ILO, 2022)、UNODC (United Nations Office on Drugs and Crime、国連薬物犯罪事務所) (2023) は、搾取の内訳として強制労働38.8%、性的搾取38.7%、混合型搾取10.3%、強制的犯罪10.2%を報告している。特に、性的搾取の被害者の91%が女性や少女であり、3分の1が子どもである。

多くの国が法改正や政策を進めているが、2017～2020年に確認された人身取引被害者は世界で187,915人にとどまり (UNODC, 2023)、支援の不足が示唆される。

これは正式に「認定された」被害者の数ではない。被害者の認定には、各国の法手続きや専門機関による評価が必要であり、証言や状況証拠を基に判断される。タイは人身取引対策を国家最重要課題と位置づけ、ASEAN 諸国をリードしている (Royal Thai Government, 2017)。この取り組みが評価され、米国の人身取引報告書 (2022 年版) で、4 段階評価の第 2 階層 (Tier 2) に格上げされた (USDOS [United States Department of State, 米国国務省], 2022)。米国国務省 (USDOS) は、米国の人身取引被害者保護法 (Trafficking Victims Protection Act: TVPA) に基づき、各国の人身取引対策を評価しており、第 2 階層は「十分な取り組みを行っているが、改善の余地がある」ことを示している。

政府運営の人身取引被害者シェルターは 9 か所あり、心理社会的サポート (カウンセリングや生活支援など) や職業訓練が提供され、約 1 年の滞在で多くの被害者が回復する (佐藤・日下部, 2023)。シェルターでの成果は第 2 階層に相応しいものだが、先行研究において現状の社会再包摂支援は短期的であり、退所後も依然として脆弱な立場にあるサバイバーが多いことが明らかにされている (Idemudia et al., 2021)。また、支援を受けた後も家族を守るために再び人身取引に巻き込まれるケースが報告されている (Lisborg & Plambech, 2009)。しかし、社会再包摂された者とされなかった者の違いや、サバイバーが再被害に遭ったり、加害者に転じる要因は十分に検討されていない。さらに、既存研究は国際的な人身取引から帰国したサバイバーを対象とし (Idemudia et al., 2021; Lisborg & Plambech, 2009; Jones et al., 2011)、国内被害者に焦点を当てた研究は乏しい。

本研究では、コラートの人身取引被害者シェルター (バーン・ワン [仮名]) を事例に、退所後の生活状況やサバイバー自身の視点

を明らかにし、再流入の理由を探る。具体的には、半構造化インタビューを通じて以下 3 点を検討する：

1. シェルター退所後のサバイバーの行く末を分類し (例：社会再包摂して定職に就いた、再び人身取引の被害者になったなど)、その実態を明らかにすることは、福祉学や社会科学における再統合の理論的枠組みに対して、どのような新たな視点や示唆を与えることができるか。

2. シェルターで同程度の支援や教育を受けたにもかかわらず、再び人身取引の被害者になったり、加害者側に回ったりするサバイバーがいるのはなぜか。

3. 問 2 で判明した理由から得られる、望ましい教育的サポートやケアの在り方はどのようなものか。

2. 研究背景と先行研究の検討

2.1 タイにおける人身取引対策や法律と被害者の実態

タイの人身取引対策は国際的な評価を受ける一方で、さらなる改善の余地がある。2022 年に承認された国内リファールメカニズム (National Referral Mechanism, NRM) は、被害者が落ち着いて自己決定できる環境を整え、支援の拡充を図るものとして導入された。その結果、タイは国際的な人身取引報告書 (USDOS, 2023) で第 2 階層に評価された。

また、2008 年に制定された人身取引防止法 (Anti-Trafficking in Persons Act B. E. 2551) では、性的搾取、強制労働、臓器摘出を含む広範な行為が「搾取」として定義されており (Royal Thai Government, 2008)、2015 年の改正により、特に未成年者の性的搾取に関与した人身取引業者には、強姦などの重大犯罪と同様の重罰が科されるようになった (USDOS, 2023)。

政策的努力が進められる一方、タイは近

隣諸国からの人身取引被害者の主要な目的国であると同時に経由国でもあり、またタイ国民が被害者として他国に送出される国でもある (JICA, 2022)。タイ政府の報告書 (Royal Thai Government, 2024) によると、2020 年から 2023 年にかけての被害者数は例年女性が多く、タイ人が圧倒的に多い。2023 年は政府支援を受けた被害者 640 人のうち、女性 392 人、男性 248 人であった。国籍別ではタイ人が最多 (490 人) であり、次いでミャンマー人 (41 人)、インドネシア人 (33 人)、ネパール人 (13 人)、カンボジア人 (12 人) と続く。

搾取形態では、性的搾取が最も多く (246 人)、次いで強制労働 (106 人)、ポルノグラフィ (43 人) と報告されている (Royal Thai Government, 2024)。特に、近年は新型コロナウイルスの影響で家族の失業が増加し、子どもが学校を離れ労働を余儀なくされるケースが増えている。また、インターネットやソーシャルネットワークを通じたオンライン人身取引の被害が急増している (USDOS, 2023)。

2.2 タイにおける人身取引被害者認定と社会再包摂支援

タイでは、人身取引が疑われる場合、警察官、社会開発・人間安全保障省の職員、労働監督官らで構成される多分野協働チーム (Multi-Disciplinary Team, MDT) が聞き取りを行い、被害者認定を行う (IOM, 2023)。認定されると政府運営のシェルターに移送され、法的手続きが進められる (JICA, 2022)。しかし、2023 年の調査では、5,076 人中 575 人のみが被害者と認定され、認定率は 11.33% にとどまった (Royal Thai Government, 2024)。未認定のタイ国民には行政サービスが提供され、外国人は一時保護後、強制送還される (JICA, 2022)。政府は新たな制度 (NRM) を導入し、被害者特定と支援の強化を図っているが、依然として

多くの被害者が適切な支援を受けられていない。

2022 年に導入された NRM では、被害者が裁判やシェルター入所の可否を決める最大 45 日間の自己決定期間が設けられた (IOM, 2023)。その結果、2023 年には被害者の 54.37% が自宅へ戻り、42.19% が政府運営のシェルターに、3.44% が登録された私営のシェルターに入所した (Royal Thai Government, 2024)。自己決定の尊重は評価されるが、自宅へ戻った者の再被害や、社会構造の問題の軽視が懸念される (Idemudia et al., 2021)。

政府報告書によると、2023 年にシェルターへ入所した被害者 292 人のうち、121 人 (41.44%) が支援を受け社会再包摂されたとされる (Royal Thai Government, 2024)。しかし、退所後のフォローアップや、社会再包摂の基準・再被害防止策は不明瞭であり、残る 6 割のサバイバーの実態も明らかでない。

2.3 人身取引被害者の背景と社会再包摂支援、シェルター退所後に関わる先行研究の特徴

人身取引被害者の背景には、教育機会の不足による雇用制限 (Hang & Koehler, 2012; Lisborg & Plambech, 2009)、極度の貧困、大都会への憧れ (Feingold, 2005)、家族の機能不全や生存のための自律的選択 (Jones et al., 2011)、女性が家計を支える負担 (McKenzie et al., 2021) がある。これらの要因により、タイの女性被害者は家族の状況に影響され、時に性風俗での労働が自律的な選択となる場合がある。一方、低い教育水準と性産業参入の関連性にはさらなる研究が求められる (Tsai & Dichter, 2019)。

人身取引被害者は警察に保護されると、政府や NGO のシェルターで心身の回復と社会再包摂を図る。シェルター支援により

労働・学業意欲が向上し(齋藤, 2017)、PTSD 症状が緩和される(Okech et al., 2018)。しかし、職業訓練は低賃金職向けで、マーケティングや会計などのビジネススキルは含まれない(Idemudia et al., 2021; 齋藤, 2017)。また、教育機会が限られ復学が困難な課題も指摘される(Surtees, 2017b; 佐藤・日下部, 2023)。こうした要因により、シェルターを退所後も低賃金で不安定な職に就き、経済的困難が続くケースが多い(Idemudia et al., 2021; Lisborg & Plambech, 2009)。さらに、貧困により進学を断念したり(Idemudia et al., 2021)、家族からの虐待が継続する場合もある(Surtees, 2017b)。

また、社会再包摂支援を受けても再被害リスクが依然として高い(Idemudia et al., 2021)。サバイバーの多くは、うつ病、不安、PTSD を抱え続けている(Gezie et al., 2018; Okech et al., 2018; Iglesias-Rios et al., 2019) が、退所後に心理カウンセリングを受ける選択肢はほとんどない(Surtees, 2017b)。そのため、いつでも心理支援を受けられる制度の整備が急務である。

退所後の研究は限られ、支援はシェルター内に焦点が置かれる傾向にある。シェルター退所後も社会全体で支援が続かなければ効果は薄れてしまうため、シェルター退所後のサバイバーに対する追跡調査の重要性は極めて高い。

3. 研究方法

本研究は半構造化インタビューを用いて、シェルター入所前・滞在中・退所後の経過を聞き取り、特に退所後の社会再包摂に焦点を当てた。バーン・ワンを事例に、退所後の生活状況や再流入の理由を明らかにすることを目的とした。

調査対象は、貧困や教育機会の不足が

顕著なタイ東北部(National Statistical Office of Thailand, 2023; National Statistical Office of Thailand & UNICEF, 2023)を中心に、2018～2020年に筆者がバーン・ワンで出会ったサバイバーとした。調査はバンコク近郊(バンコク都、サムットサーコーン県、パトゥムターニー県)および東北部(ナコーンラーチャシーマー県、マハーサーラカム県、ローイエット県、カラシン県、チャイヤプーム県、コーンケン県、ウドンターニー県)の10県で、2023年3月27日～4月30日の約1ヶ月間にわたり実施した。

対象者はタイ人女性24人(調査時18～23歳)であり、目的的サンプリングを用いて、タイ国内で性的搾取被害にあった女性を中心に選定した。1人は養護施設を逃れ、短期間バーン・ワンに滞在していた。対象者は、筆者がJICA海外協力隊として活動していた際に関わった退所者であり、Facebook経由で協力を依頼し、インタビューに参加したのは24人であった。

インタビューは通訳を介し、一対二で実施した。18人には自宅やカフェで対面で行い、6人にはオンラインで実施した。言語はタイ語で行い、通訳には英語または日本語を使用した女性通訳を介した。インタビュー時間は1時間15分～2時間30分であり、家族の同席を避け、最初と最後の挨拶時のみ接触するよう配慮した。加えて、参与観察を行い、家族が在宅時には日常会話の中で情報を収集した。

質問内容は、Surtees(2017b)、Idemudia et al.(2021)、日下部(2007)を参考に選定し、家庭環境、教育や職業背景、心身の健康状態、コミュニティの有無、シェルターでの経験、退所後のサポートについて尋ねた。また、被害の経緯や、性的搾取の事実を知らながら働き続けたサバイバーに対しては、その理由や待遇、現在売春婦として働く場合は、その理由や他の選択肢について

ても質問した。

データ分析の方法

本研究では、インタビューのデータを分析するためにテーマ分析を用いた。データの分類は、経済、対人関係、健康・精神、教育、人身取引に関する発言のテーマに基づいて行った。このテーマ分類は、Idemudia et al. (2021) の分類を参考にしたが、分析の過程で新たに浮かび上がったテーマや視点も柔軟に反映した。また、サバイバーの語りの中で見られる傾向やパターンを特定し、それに基づいて共通点や特徴を抽出した。このアプローチを通じて、シェルター退所後の社会再包摂に関する多様な課題を明らかにした。

サバイバーは、安定就業者、収入不足の就業者、経済的支えのある者、潜在的再流入者、および再流入者（再被害に遭った者、売春婦として働く者、ブローカーになった者）の5つのカテゴリーに分類し、それぞれの特徴や傾向を分析した。インタビューはWHO (World Health Organization、世界保健機関) の『トラフィッキング(人身売買)

された女性とのインタビューのための倫理と安全性に関する提言』(WHO, 2003) の倫理ガイドラインに基づき実施し、全員からインフォームド・コンセントを取得した。

4. 調査結果と分析

4.1 サバイバーがシェルターを出た後の実態と再統合の新たな視点

問1「シェルター退所後のサバイバーの行く末を分類し、その実態を明らかにすることは、福祉学や社会科学における再統合の理論的枠組みに対して、どのような新たな視点や示唆を与えることができるか」について、本研究の社会再包摂の定義とインタビュー結果をもとに、サバイバー24人の実態を5つのグループに分け、それぞれの人数を示し(表1)、その後実態を明らかにした後、再統合の理論的枠組みに対する新たな視点や示唆を論じる。

収入あるいは他者からのサポートの額が生活するのに十分かどうかは、サバイバーの自己回答であり、金額の差ではない。ここからは、グループごとにサバイバーの経

表1：サバイバーの実態のグループ分け

カテゴリー	意味	人数
安定就業者	仕事があり、生活するのに十分である者	8人
収入不足の就業者	仕事はあるが、生活するのに十分でない者	5人
経済的支えのある者	経済的に誰かのサポートを主に生活しており、生活するのに十分である者	4人
潜在的再流入者	経済的に誰かのサポートを主になんとか生活しており、再被害になる可能性が高い者	3人
再流入者	再被害者や、売春婦、ブローカーになった者	4人

(出典) 筆者作成

験を整理し、共通点や特徴を分析していく中で、サバイバーの実態を明らかにしていく。紙面の関係上、特に安定就業者と再流入者に焦点を当てる。

4.1.1 安定就業者

安定就業者8人中、バンコク近郊や経済発展地域に住む者が5人、東北部に住む者が3人であり、都会での仕事の機会を求める傾向が見られた。仕事内容は、高齢者対象の看護助手、工場の生産ラインで働く者、パソコンを使った仕事を行う者、バリスタ、農家兼靴の販売員である。月収は6,000～20,000 バーツ程度（平均約10,000 バーツ）であり、バンコクで働く看護助手の月収が20,000 バーツに対し、東北部の看護助手は10,000 バーツと大きな差がある。東北部には工場が少なく、ビジネスを開業することも難しい。

ほとんどの安定就業者はシェルターを出た後、家族との関係が良好になり、自分の反省点を振り返り改善する発言をしていた。家族に対する時間や愛情、コミュニケーションの重要性を認識し、自分自身も家族に歩み寄る姿勢を見せていた。また、全員が困ったときに家族や親戚、友達に相談できると答え、金銭以外の人間関係の問題についても話せると述べていた。S7（安定就業者）は以下のように話した。

シェルターに来る前は、アルツハイマーになる前の祖母と2人で暮らしていた。誰も私の面倒を見に来てくれなかったし、教えてくれなかった。私も幼くて良い子ではなかったから、祖母の話を聞かなかった。…シェルターを出た後は、以前は一度も会いに来てくれなかった母親が、休みがあるときは月に3、4回も私と祖母に会いに来てくれるようになり、関係は良くなった。特に私が学校を

卒業できるようにとても応援してくれた。私自身も、シェルターに入所してから祖母の面倒を見るべきだったとようやく分かった。(S7: 安定就業者)

教育面では、8人中5人がシェルターに来る前に既にフォーマル教育の前期中等学校（中学校）を卒業していた。1人は中学校卒業証書を紛失したため、ノンフォーマル教育（Non-Formal Learning）による前期中等学校（NFL 中学校）を再度修了したが、実質的には卒業している。シェルター退所後、8人全員が少なくとも中学校またはNFL 中学校を卒業しており、1人が職業訓練コースを修了、3人がノンフォーマル教育の高校（NFL 高校）や後期中等職業学校（日本の高校相当）に在学中、3人がNFL 高校を卒業し、そのうち2人は卒業後に看護助手の職業訓練コースを修了していた。8人中5人がサバイバー支援を行うNGOであるAAT(Alliance Anti Traffic) やLIFT(LIFT International) から奨学金や起業支援金などのサポートを受けており、さらに2人は大学や短大への進学を考えていた。

ノンフォーマル教育であっても、勉強を続けて卒業するのは難しい。NFL 中学校からやり直し、その後NFL 高校を卒業し、就職して頑張り続けることができたS7（安定就業者）に、何が他の人と異なったのかを尋ねたところ、「家族を悲しませたくない」「家族のサポートがある」と述べていた。このように家族との関係性やサポートが進学や卒業、仕事面での成功に寄与しているケースが見られた。

社会再包摂支援では、親子関係と同様に、お金や物の支援だけでなく、定期的な連絡や訪問を通してサバイバーとコミュニケーションを図り、支援者がサバイバーを気にかけて続けていることが伝わるようにすることが重要である。例えば、S1（安定就業者）

は LIFT からの継続的な支援について以下のように述べた。

LIFT は今でも毎月連絡をくれ、手紙を送ってくれる。シェルターを出てからも、NFL 高校を卒業するまでの期間、3 か月に 1 度、教育費として現金 2,000 バーツと共にインスタント麺、お菓子、シャンプー、トイレトペーパーなど必要なものを送ってくれていた。(S1: 安定就業者)

また、AAT からトレーニングサポートを受けている S4 は以下のように話した。

シェルターを出てから AAT に連絡を取り、AAT と一緒に働くチャンスももらった。仕事の内容は、旅行やゲームを通して、主に自分自身が知識を身に着けること。参加したら一日 300 バーツがもらえ、食事やホテル代も AAT が出してくれる。年に 2、3 回、合計 5、6 回参加している。AAT は仕事があるときに電話をくれ、参加する時間があるか聞いてくれる。(S4: 安定就業者)

これらのことから、安定就業者はシェルター退所後に家族関係が改善しており、そのことが進学・卒業、仕事面での生活安定に大きく寄与していることが分かる。サバイバー自身が自分の過去の行いを反省し、家族との時間を増やすなど、歩み寄る姿勢が見られる。そして、家族や NGO からの応援や見守りが、進学や卒業を後押しする力となっている。また、安定就業者は、より良い仕事の機会を求めてバンコク近郊など都会での仕事を求める傾向がある。さらに、教育の継続がサバイバーの長期的な社会再包摂に重要であることも分かる。

4.1.2 収入不足の就業者

収入不足の就業者 5 人のうち、バンコク近郊や経済発展地域に住む者が 2 人、東北部に住む者が 3 人であった。仕事内容は、金の加工工場、カフェのウェイトレス、バリスタ、インターネット販売、建設現場および宝くじ売りの兼業である。月収は 8,000 ～ 17,000 バーツ程度(平均約 13,400 バーツ)であり、収入が不十分な理由は、3 人が子どもの養育費をまかなわなければならない、2 人が親戚への金銭支援を行っていることによる。

対人関係において、5 人中 4 人はシェルター退所後に家族との関係が改善したと述べているが、困難な状況において支援してくれる親族がいないと答えており、関係性は改善しても依然として頼りにするには至っていないことが示唆される。

健康面では、2 人が心身ともに健康であり、2 人は経済面でのストレスを感じている。また、1 人が HIV 陽性であるが、病気のことには心配していないものの、経済面に対する不安を抱えていると述べている。S10 (収入不足の就業者) は次のように語った。

シェルターにいた時は、何も心配することはなく快適で順調だった。シェルター退所後は、家族がこれがほしい、あれがほしいと言い始め、責任がどんどん大きくなっていく。シェルターの中にいたときよりも、今はもっと苦勞している。(S10: 収入不足の就業者)

教育面では、5 人中 1 人がシェルター入所前にフォーマル教育の後期中等学校(高校)に通っており、学校側の理解を得て、シェルター入所中に同級生と同じタイミングで高校を卒業することができた。もう 1 人は、NFL 中学校を卒業していた。退所後、残りの 3 人中 1 人は NFL 中学校に在学中であり、

2人はNFL中学校を卒業し、そのうち1人はNFL高校に進学、もう1人は後期中等職業学校（日本の高校相当）を卒業した。5人中4人はNGOから奨学金やトレーニングのサポートを受けており、全員がシェルター職員との関係に満足しており、信頼できる存在だと感じていた。シェルターのプログラムは、自己肯定感の向上や将来について考える機会を提供したと多くのサバイバーが述べている。

これらのことから、収入不足の就業者にとってシェルター職員は家族よりも信頼できる存在であり、シェルター入所中や退所後のサポートが進学や職業面での後押しとなったといえる。しかし、安定就業者とは異なり、家族との関係はそれほど深くなく、退所後に家族や親戚への金銭支援が負担となっていることが明らかになった。

4.1.3 経済的支えのある者

経済的支えのある者4人は全員が東北部に居住していた。子育てや交通事故、また他者からの依頼により就業していない状況であったが、以前は就業していた者が3人、最近オンラインの仕事を始めた者が1人であった。4人中3人が家族や夫ではなく、彼氏から経済支援を受けており、その持続可能性が十分に保証されているとは言い難い。一方、彼氏との関係が変化しても、過去の職歴から再就職の可能性が示唆される。

対人関係においては、家族関係が安定している者もいれば、課題を抱える者も多く、家族関係がサバイバーに与える影響が大きいことが示唆される。母親からの支援や愛情について述べる者がいる一方で、父親や義父のアルコール依存症が対人関係に悪影響を及ぼしている事例も複数見受けられた。困難な状況において助けを求める相手として家族を挙げた者は1人のみで、他の者は友人や親戚と答えている。

健康面においては、4人中3人が心身と

もに健康であると回答し、1人は義父のアルコール依存症によるストレスを感じていると述べた。

教育面においては、フォーマル教育の中学校を卒業した者はおらず、4人中1人はシェルター入所前にNFL中学校を卒業していた。退所後、1人はNFL中学校に在学中であり、1人はNFL高校に在学中で、さらに1人はNFL高校を卒業している。しかし、4人中2人はインタビュー時点で小学校卒業までの学歴（小学校卒業証書）であることが確認された。加えて、NGOからのサポートを受けた者はおらず、安定就業者や収入不足の就業者は仕事を有しており、多くが何らかのサポートを受けていたのに対し、子育て中のサバイバーがいることを考慮しても、現在仕事を有さない経済的支えのある者全員がサポートを受けていないことから、退所後の支援の重要性が示唆される。また、S16（経済的支えのある者）は「AATが紹介する仕事は看護師助手とかで、自分がしたいことではなかった。」と述べており、職業訓練校で提供される職種の幅を広げる必要があると考えられる。

これらのことから、経済的支えのある者は彼氏や家族からの経済的支援に強く依存しているものの、その関係は不安定であり、シェルター退所後の支援が十分でないことが明らかとなった。収入不足の就業者は経済面で精神的なストレスを感じているのに対し、経済的支えのある者は家族との関係がストレスの原因となっていることが示唆される。

4.1.4 潜在的再流入者

潜在的再流入者3人は全員東北部に居住していた。主に彼氏からの支援を受けて生活しているが、生活状況は困難であった。仕事をしていない理由としては、2人が子育てを理由に、1人が健康上の問題により解雇されたためである。全員が以前に職歴

があり、子育てや健康が安定すれば再就職の可能性はあるものの、彼氏からの支援は不安定であり、特にシングルマザーにとっては厳しい状況であった。

対人関係において、困難な状況に直面した際に助けてくれる人物として、全員が「誰もいない」または「いたりいなかたり」と回答しており、経済的および精神的に追い詰められていることが示唆される。

健康面では、全員が持病や体調不調を抱えており、S19（潜在的再流入者）は重度の貧血があり、健康状態が悪化していた。S19は次のように述べた。

シェルターを出て3か月後に昏睡状態になり、2週間入院して5袋も輸血した。毎年新しい血液をもらうことになっているけど、2年ほど病院に行っていない。保険適応外の輸入薬は1,000パーツかかるので、代わりに鉄分やサプリメントを買っている。でも2週間前に急に息ができなくなり、病院で喘息もあると分かり、長時間働けず解雇された。お金がなく、食べたいものも食べられない。(S19: 潜在的再流入者)

S19（潜在的再流入者）は彼氏の収入1,000パーツと祖母からの仕送り400～1,000パーツで生活しており、病院の薬代1,000パーツを恐れている。病院に行かずにサプリメントで治そうとしているため、症状は改善されず、負のサイクルに陥っている。さらに、S17（潜在的再流入者）は中絶するために病院を訪れたが、手術費用2,500パーツを支払えず、無料の中絶ピル5粒をもらったが1粒目で赤ちゃんの心拍を感じ、考えが変わったと述べている。加えて産後うつ病の可能性があるが病院には行ってないとも話している。

教育面では、フォーマル教育の中学校を

卒業した者はいない。しかし、シェルター退所後、全員がNFL中学校に進学または復学しており、3人中2人が卒業し、NFL高校に進学した。さらに、全員がNGOや警察から支援を受けていた。

これらのことから、潜在的再流入者は経済的困難と健康問題が相互に影響し、負のサイクルに陥っていることが明らかとなった。シェルター退所後、特にシングルマザーは妊娠・育児による経済的困難を感じており、誤った性知識に基づく望まない妊娠が少なくない。したがって、シェルター内での包括的な性教育と定期的な健康管理支援が重要であると考えられる。また、全員がNGOや警察からの支援を受けているものの、家族や友人など身近なサポートが不足しており、これが精神的健康に影響を与えていることが示唆される。

4.1.5 再流入者

本研究では、再被害に遭った者、売春婦として働く者、ブローカーとなった者を「再流入者」として分類した。しかし、再流入者の定義については議論の余地がある。サバイバーが人身取引現場に再び戻る理由や状況は複雑であり、再流入者という概念には柔軟性を持たせる必要がある。再流入者となったケースは、必ずしも「自己選択」によるものではなく、経済的な理由や人間関係による圧力などが関与している場合も多いため、本研究では再流入者という概念を用いながら、その背景にある要因をより詳細に分析することを心掛けた。

再流入者（再被害者、売春婦、ブローカー）の4人はそれぞれ異なる経緯を持つ。以下に簡単なプロフィールを示す。

- S21（再流入者：ブローカー／売春婦）：シェルターに来る前は強制的に売春をさせられていたが、後に合意の上で売春を行った。退所後は売春婦として働き、シェルターで出会った人脈を利用して

S22のブローカーとなった。

- S22（再流入者：被害者／売春婦／バーのウェイトレス）：児童養護施設で育ち、施設から逃げ出そうとしたことで罰としてシェルターに2ヶ月入所した。退所後S21に誘われて売春を始めた。
- S23（再流入者：売春婦／バーのウェイトレス）：シェルターに来る前も、退所後も売春婦として働いていた。覚せい剤、タバコ、アルコール常用者である。
- S24（再流入者：再被害者／バーのウェイトレス）：シェルター退所後、バーで働いていたが、そこで知り合った人に騙され、マレーシアで監禁され強制的に売春をさせられ、再び人身取引の被害者となった。逃げ出すことに成功し帰国したが、現在も時々バーで働いている。

再流入者4人は全員東北部に住んでいた。4人中3人は仕事がないと答え、経済的に誰かのサポートを頼りに生活していた。1人は売春婦として働いており、収入は十分ではないものの自立していた。仕事をしていない理由として、3人中2人が中学校卒業証書がないため仕事が見つからないと述べた。S24（再流入者：再被害者／バーのウェイトレス）は、シェルター入所前は意図して売春を行っていたが、退所後は仕事がないため再びバーで働いたが売春はしていなかった。しかし、バーの同僚に騙されてマレーシアで再び被害者となり、強制売春から逃げ出してタイに戻ったが、貧困状態は変わらず、小学校卒業証書しかないため再びバーの仕事しか見つけられなかった。

S23（再流入者：売春婦／バーのウェイトレス）はNFLの中学校卒業証書を持っているが、仕事をしていない理由として「まだ心の準備ができていない」と述べた。また、売春を辞めた理由として、ある男性から経済的サポートを受ける代わりに売春をやめてほしいと言われたからだと言った。S23は実家に住んでおり、両親がこれまでずっ

とサポートしてくれているが、家族との関係は良好ではなく、折り合いが悪いようである。筆者の観察によると、S23は対人関係が苦手で、発達障害の可能性がある。

対人関係において、4人中3人は困ったときに助けてくれる人が基本的に誰もおらず、自分で解決すると答え、1人（S23：再流入者：売春婦／バーのウェイトレス）は自分のことを全く知らない友人に話すと述べた。売春を選んだS21（再流入者：ブローカー／売春婦）とS22（再流入者：被害者／売春婦／バーのウェイトレス）の共通点は、幼少期に両親に育てられず、自分で問題を解決するしかなかった点にある。その結果、貧困に立ち向かうために自己責任で対処している。

健康面では、4人中3人が心身ともに健康であると回答したが、実際にはうつ病や薬物中毒からの睡眠不足など、精神的に不安定であった。病院には行かず、薬局でサプリメントを購入するか、何も服用せずにいる状態であった。

教育面では、フォーマル教育の中学校を卒業した者はおらず、4人中1人（S23：再流入者：売春婦／バーのウェイトレス）のみがNFL中学校を卒業しており、それもシェルター入所中であった。シェルター退所後、2人がNGOからのサポートを受けNFL中学校とNFL高校にそれぞれ進学したが、金銭的理由や子育て、モチベーションの維持が困難であり、卒業に至っていない。

これらのことから、再流入者の状況は非常に厳しく、経済的困難、教育不足、健康問題、対人関係の問題が相互に影響し合っていることが明らかとなった。多くは対人関係を築くことが難しく、家族を含め助けを求める人物がいないため、自己解決を強いられる状況にある。表面上は健康であると答える者も実際には精神的に不安定であり、周囲に心配をかけないように振る舞うか、相談を諦めている様子が見受けられる。

シェルター入所中にNFL 中学校を卒業した1人を除き、他の3人は小学校卒業証書しか保持していなかった。誰かの支援を受け、見守られる環境があれば学業を達成できる可能性が高いが、家族からの支援がないため、独力での達成は困難であることが示唆される。中学校卒業証書の有無が職探しに大きな影響を与え、その結果、再被害を引起す要因の一つになっていると考えられる。

以上のことから、シェルター退所後における家族やNGOからの支援や見守りが、進学、卒業、就労を後押しし、サバイバーの社会再包摂において重要な要素であることが示された。本研究の結果、仕事を持たないサバイバー（経済的支えのある者、潜在的再流入者、再流入者）に共通するのは、家族との関係が不安定であり、ストレスの要因となること、さらに困難な状況で支援を得られない「関係的困窮」状態にあることであった。

従来の再統合の理論枠組みは、個人の自立や経済的安定を重視してきたが、本研究の結果、サバイバーの実態は、経済的困難、教育不足、対人関係の不安定さが複雑に絡み合い、個人の努力だけでは再統合が困難であることを示している。したがって、本研究は社会全体でサバイバーを支える「社会再包摂 (Social re-inclusion)」という概念の必要性を提起する。社会再包摂は、家族や学校、地域社会、シェルター、NGOといった社会全体による支援を不可欠とし、再流入者を防ぐためには、これらの支援を強化する環境づくりが求められる。

本研究の結果、安定就業者は家族が「関係的充足担保者」となり、学歴や職業を得るまでの精神的な支えとなっていた。一方、再流入者は経済的、教育的、健康的、対人関係的な困難に直面し、社会的孤立や支援の欠如が再流入を助長していた。したがっ

て、サバイバーの社会再包摂を促進するためには、教育支援や経済的支援に加え、メンタルサポートや対人関係の支援が重要であり、シェルターやNGOなどによる長期的・包括的なサポートの強化が求められる。

このように、再統合の個人主義的アプローチを超え、社会全体でサバイバーを支える視点が、再流入を防ぎ、持続可能な社会再包摂を促進する鍵となると考えられる。

4.2 シェルターで同程度の支援や教育を受けたにもかかわらず、再び人身取引の被害者になったり、加害者側に回ったりするサバイバーがいるのはなぜか

4.1では、サバイバーが再流入者となる根本的な要因は、経済的困窮ではなく「関係的困窮」であることが明らかになった。本節では、再流入者となる理由を、「プッシュ要因」（サバイバー自身の内面的・環境的制約）と、「プル要因」（外部の影響力・誘引）に分けて検討する。

4.2.1 プッシュ要因

再流入者に共通するのは、学歴（中学校卒業証書）不足による職業選択の制約と、相談できる人がいないことによる強いプレッシャーである。例えば、売春婦を辞めたいが辞められないS22（再流入者：被害者／売春婦／バーのウェイトレス）は、次のように述べている。

お金もないし、応募できる他の仕事もないし、他に選択肢がないから。この仕事を辞めたいと思っているけど、他に選択肢もないから、この仕事をしなければならぬ。お金は自分で見つけて、自分の面倒は自分で見なきゃいけないから。(S22: 再流入者: 被害者/売春婦/バーのウェイトレス)

S22は6歳から児童養護施設で育ち、借金を抱え、経済的にも社会的にも孤立している。再流入者の多くは、貧困や教育不足により選択肢が限られ、結果として再び人身取引の環境に戻る。

4.2.2 プル要因

再流入者が再び搾取の環境に戻る背景には、過去にブローカーと友人のような親しい関係を築いた経験や、ブローカーに対する肯定的な感情が影響している。S21（再流入者：ブローカー／売春婦）は、1歳年下のブローカー（15歳）に監禁され、強制的に売春をさせられたが、逃げずにその環境にとどまった理由について次のように述べている。

逃げるチャンスがあったのに逃げなかった理由は、家に帰ってもお金がないから。仕事で得たお金は、服代や食費に使っていた。この仕事の魅力は、お金。でもブローカーとも親しくなっていた。優しく話しかけてきたり、きれいなドレスや化粧品をくれたり、優しく接してくれたときもあった。でも優しくないときもあって、複雑な関係。（S21：再流入者：ブローカー／売春婦）

また、S22（再流入者：被害者／売春婦／バーのウェイトレス）はシェルターで知り合ったS21（再流入者：ブローカー／売春婦）に誘われ、初めて売春を経験し、その後搾取された。

シェルターを出てから2年後、シェルターで知り合った先輩（S21）から会おうと言われて、S21の家に行った。人を連れてくるからここで待っててと言われて。数日後にはこの仕事について深く理解した。お金が必

要なときは、このとても簡単な仕事をただすればいいんだと気づいた。（S22：再流入者：被害者／売春婦／バーのウェイトレス）

関係的困窮状態にあるサバイバーは、ブローカーの甘い言葉に引き寄せられ、ブローカーを関係的困窮を満たす「関係的充足担保者」と見なすが、実際には搾取の対象となっている。また、S22（再流入者：被害者／売春婦／バーのウェイトレス）は自身を搾取したブローカーであるS21（再流入者：ブローカー／売春婦）が金銭的に困ったときに客を紹介するなど、共依存的な関係がある場合もあった。このような関係が再び人身取引の環境に戻る障壁を下げる要因となっている。

4.2.3 再流入者の視点と社会的文脈

再流入者にとって、社会や警察、公的機関への信頼の欠如に加え、教育・経済的支援の不足が大きな問題となっている。彼女たちは「自分の才覚で生き延びるしかない」と感じており、関係的困窮、教育の不足、経済的脆弱性が再流入を促す要因となっている。このような状況は「自己責任」として片づけられがちだが、再流入は個人の問題ではなく、社会全体の課題である。したがって、より広い社会的背景を踏まえた理解が求められ、彼女たちの決断や置かれた環境に対する責任を考慮しながら、社会再包摂を進める必要がある。

4.3 問2で判明した理由から得られる、望ましい教育的サポートやケアの在り方はどのようなものか

サバイバーが再流入者となる主な要因として、プッシュ要因（内面的な制約）には、限られた職業選択肢、中学校卒業証書の不足、相談できる人の不在が挙げられる。一方、プル要因（外部からの影響）としては、

ブローカーとの親しい関係が関与していることが多い。これらの要因が相互に作用する状況を考慮し、本節ではサバイバーの「関係の充足」を促進するための教育的サポートやケアの在り方を検討する。

Multilayered and Interacted Support Network の構築

再流入を防ぐには、複数の支援機関が相互に連携してサバイバーを支援する「Multilayered and Interacted Support Network（多層的相互支援ネットワーク）」の構築が求められる。Reason(1997)のスイスチーズモデルは、組織的事故が発生する要因を「防壁層（チーズ）の穴が一致することでリスクが顕在化する」と説明している。このモデルをサバイバー支援に応用すると、家族、シェルター、NGO、学校、病院、地域といった支援機関が、それぞれ独立して機能するのではなく、横断的に連携し合い、相互に補完し合うことで、支援の「穴」（経済的支援の不足や相談先の欠如など）を最小限に抑え、より効果的な支援の実現につながる（図1）。

例えば、家族が経済的・心理的支援を提供できない場合は、シェルターやNGOがそれを補完し、学校が教育支援や信頼関係の構築を担う。また、病院や地域コミュニティ

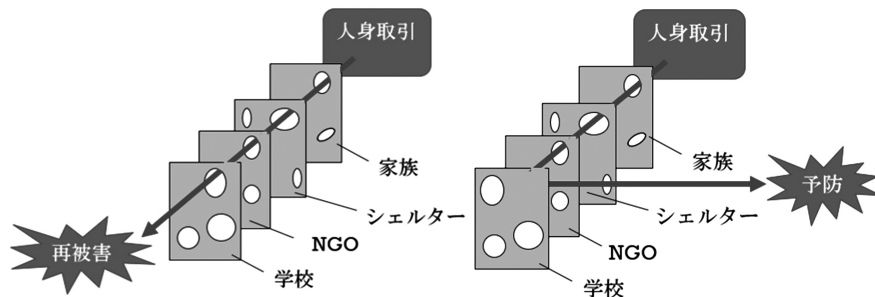
が身体的・精神的な健康維持を支援する。このように、各機関が独立して支援を提供するのではなく、定期的な会議や情報共有を通じてサバイバーの状況を把握し、適切な支援が行き渡るよう役割分担を行うことで、支援体制全体の効果を高めることができる。

教育機関の役割

学校では、教員が生徒との信頼関係を築き、不登校や学業不振に早期かつ適切に対応することが、被害者防止において極めて重要である。本研究のインタビューの結果、サバイバー24人中19人が中学校を中退または卒業できなかったことが確認されており、教員による家庭訪問や電話連絡が行われていなかったケースも報告された。ただし、この情報はサバイバーの証言に基づくものであり、実際の学校の対応についてはさらなる検証が求められる。

例えば、いじめが原因で中退したS11（収入不足の就業者）は、「もし先生が私の話を聞こうとしてくれたら、たぶん学校に戻っていたと思う。学校に戻っていたら、この仕事はしていなかったと思う」と述べており、教員と生徒の意思疎通や信頼関係の構築が、サバイバーの進路選択に大きく影響することが示唆される。

図1 福祉・教育版のスイスチーズモデル



(出典) Reason(1997)の図を参考に筆者作成

シェルター内での家族関係修復や声掛けの効果

シェルターでは、家族との関係修復や相互理解を促進するプログラムが有効である。例えば、S10（収入不足の就業者）は、「シェルターで保護者同席のプログラムがあり、自分の感情を手紙に書いて両親に渡すアクティビティがあった。両親は私がなぜそのような行動をしたのか理解してくれた。」と述べており、家族関係の修復がサバイバーの回復に寄与することが示唆された。また、保護者が不在の場合でも、職員や友人の家族が励ましの言葉をかけることで、サバイバーの「関係の充足」を補完できる。例えば、S24（再流入者：再被害者／バーのウェイトレス）は、AATの宿泊行事で職員が「母親代わり」として関り、モチベーションを得たと述べている。

退所後の継続的サポート

サバイバーがシェルター退所後も孤立しないためには、継続的な支援が不可欠である。例えば、S21（再流入者：ブローカー／売春婦）は「Facebookを通して、職業訓練の先生から、元気かと連絡が来て嬉しかった。」と述べており、支援金や職の案内だけでなく、簡単なメッセージのやり取りでもサバイバーの心の支えになり得ることが示唆される。家族、教員、NGO職員、シェルター職員が「関係の充足担保者」として機能することで、サバイバーの再流入を防ぐセーフティーネットを強化できる。

JICA 海外協力隊の役割

JICA 海外協力隊は、タイ国内の教育機関、シェルター、病院、地域コミュニティの「橋渡し役」として機能すると期待される。協力隊員は、配属先の組織に属しながらも、現場のニーズに応じた柔軟な支援が可能であり、利害関係が生じにくい特殊な立場を持つ（細野、2018、p.112）。特に、教育機

関やシェルター、地域コミュニティを結ぶ連携を強化し、持続可能な支援を提供することが求められる。

一方、JICA 協力体事業には、現地 NGO や現地ボランティアとの連携が限定的であるという課題も指摘されている（松本、2018、p.295）。この課題を改善するためには、現地のリソースを最大限活用し、協力隊員が現地ボランティアと連携する仕組みを構築することが重要である（松本、2018、p.297）。

サバイバーの持続可能な生活力向上

サバイバーが持続的に自立するためには、中学校卒業証書の取得が最優先である。これにより、より多くの職業選択肢が得られ、社会での自立に向けた重要な基盤となる。また、再流入者や潜在的再流入者が適切な医療・心理的サポートを受けられるよう、タイ政府の「One Stop Crisis Center (OSCC)」や「1300」ホットラインの利用促進が求められる。事前にサバイバーとの信頼関係を築くことで、支援機関との接続が円滑になると考えられる。

5. おわりに

本研究は、タイのシェルター退所後のサバイバーを対象に、社会再包摂の実態と再流入の要因を明らかにすることを目的として実施された。その結果、サバイバーの行く末は、安定就業者、収入不足の就業者、経済的支えのある者、潜在的再流入者、再流入者の5つに分類された。安定就業者は家族やNGOの支援を受け、学歴を取得し職業的に安定していたのに対し、再流入者は「関係的困窮」により支援を得られず、教育の継続が困難となり、社会的孤立や経済的困難に直面していた。

従来 of 再統合の理論的枠組みは、個人の努力による自立や経済的安定を重視してき

たが、本研究は、サバイバー本人を取り巻く社会全体による「社会再包摂」の視点が再流入防止と安定的な社会復帰に不可欠であることを明らかにした。シェルターで同程度の支援を受けても、再び被害者や加害者となる要因は、「職業選択肢の狭さ、中学校卒業証書の欠如、相談相手の不在」といったプッシュ要因と、「ブローカーとの親密な関係、ブローカーに対する肯定的な感情」といったプル要因の複合的影響によることが分かった。

また、サバイバーの多くは幼少期に家庭環境が不安定であり、両親の離婚や再婚、育児放棄、出稼ぎによる親の不在といった影響を受け、安定した愛情を受ける機会が限られていた。祖父母や親戚に育てられたケースも多く、親からの直接的な関心を受ける経験が少なかったため、「自分を気にかけてくれる存在」に飢え、支援者不在の状況に慣れてしまう傾向がある。この「関係的困窮」に陥ったサバイバーは、教育を継続できず、経済的困難にも直面しやすい。そのような状況の中で、ブローカーが優しさを示すことで、無意識のうちに「関係的充足担保者」と誤認し、依存する傾向がある。食事や衣類を与え、優しく接することで一時的な安堵感を得るが、この関係が固定化されることで心理的な抵抗感が薄れ、搾取の環境に戻るハードルが下がり、社会的支援から遠ざかることが明らかになった。

その結果、再流入者は再被害者として搾取される者、加害者として他者を巻き込む者、売春婦として生計を立てる者といった立場に分かれるが、一つの立場に固定されるのではなく、状況に応じて変化しながら社会再包摂が困難になっていることが分かった。

こうした再流入を防ぎ、「関係的充足」を実現するためには、まず多層的相互支援ネットワーク (Multilayered and Interacted Support Network) の構築が必要と考える。

家族、教育機関、シェルター、NGO、病院などの支援機関が相互に連携し、サバイバーの社会再包摂を促進する包括的な支援体制を整えることが求められる。特に、家族の支援が不足する場合は、学校やシェルターがその役割を補完するなど、柔軟な支援の仕組みを確立することが重要である。

また、中等教育の就学支援強化もさらに重視する必要があると考える。本研究の結果、安定就業者は全員が中学校卒業証書を取得していたのに対し、再流入者の多くはシェルター退所後も中学校を卒業していなかった。教育は、サバイバーが持続可能な生活力を獲得し、職業選択肢を広げるための基盤であるため、中学校卒業証書の取得支援を最優先とすべきである。

さらに、退所後の継続的な支援体制の強化が求められる。サバイバーが孤立しないよう、NGO 職員やシェルター職員が定期的に連絡を取り、精神的な支えを提供することが重要である。簡単なメッセージや声かけでも、「誰かが自分を気にかけている」と感じられることで、社会的孤立が防がれ、再流入のリスクが軽減し、社会再包摂への道筋を提供できる可能性がある。

本研究は、「関係的困窮」という課題を明らかにし、再流入を防止するための具体的な支援策を提示した点で意義を持つ。特に、「社会再包摂」という枠組みが、従来の再統合合理論に対する補完的視点を提供することを示した点は重要である。しかし、本研究では、教育機関や地域社会の視点が十分に検討されていないため、今後はこれらの視点を取り入れ、多角的かつ実践的な支援モデルの構築を目指す必要がある。

参考文献

- JICA. (2022). *タイ王国 人身取引対策のためのメコン地域ネットワーク強化プロジェクト短期専門家 (人身取引対策) 業務完了報告書*.

- Retrieved from
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000049210.pdf>
- 日下部達哉. (2007). *バングラデシュ農村の初等教育制度受容*. 東京: 東信堂.
- 佐藤・日下部. (2023). *タイの人身取引被害政策の陥穽—サバイバーのその後—*. 国際教育協力論集, 26(1), 57-76.
- 齋藤百合子. (2014). *人身取引被害者の帰国後の社会再統合の課題: 日本から帰国したタイ人被害者による自助団体の活動からの考察*. Retrieved from
https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Reports/InterimReport/2013/pdf/B107_ch3.pdf
- 齋藤百合子. (2017). *居場所を求める若者たち——日本、タイ、米国の制度の狭間にいる子ども・若者支援に向けた一考察——*. 国際学研究, 50, 103-118.
- 細野昭雄. (2018). *青年海外協力隊とキャパシティ・ディベロップメント*. In 岡部恭宜 (編), *青年海外協力隊は何をもたらしたか: 開発協力とグローバル人材育成 50 年の成果* (pp. 109-124). 明石書店.
- 松本節子. (2018). *英国 VSO と JICA ボランティア事業*. In 岡部恭宜 (編), *青年海外協力隊は何をもたらしたか: 開発協力とグローバル人材育成 50 年の成果* (pp. 287-300). 明石書店.
- Feingold, D. A. (2005). Human trafficking. *Foreign Policy*, (150), 26-31.
<https://www.jstor.org/stable/30048506>
- Gezie, L. D., Yalew, A. W., Gete, Y. K., Azale, T., Brand, T., & Zeeb, H. (2018). Socio-economic, trafficking exposures and mental health symptoms of human trafficking returnees in Ethiopia: Using a generalized structural equation modelling. *International Journal of Mental Health Systems*, 12(1), 1-14.
<https://doi.org/10.1186/s13033-018-0241-z>
- Hang, T. T., & Koehler, J. (2012). *Exploratory research: Trafficking in boys in Viet Nam*.
https://vietnam.iom.int/sites/default/files/IOM_Files/Projects/Migration_Gender/Final_report_Trafficking_in_boys_ENG.pdf
- Idemudia, U., Okoli, N., Goitom, M., & Bawa, S. (2021). Life after trafficking: reintegration experiences of human trafficking survivors in Nigeria. *International Journal of Migration, Health and Social Care*, 17(4), 449-463.
<https://doi.org/10.1108/IJMHS-03-2021-0023>
- ILO. (2022). *Global Estimates of Modern Slavery: Forced Labour and Forced Marriage* (Issue September).
https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/@dgreports/@dcomm/documents/publication/wcms_575479.pdf
- IOM. (2023). *Guidelines on the National Referral Mechanism*.
- Jones, L., Engstrom, D., Hilliard, P., & Sungakawan, D. (2011). Human trafficking between Thailand and Japan: Lessons in recruitment, transit and control. *International Journal of Social Welfare*, 20(2), 203-211.
<https://doi.org/10.1111/j.1468-2397.2009.00669.x>
- Iglesias-Rios, L., Harlow, S. D., Burgard, S. A., West, B., Kiss, L., & Zimmerman, C. (2019). Patterns of violence and coercion with mental health among female and male trafficking survivors: A latent class analysis with mixture models. *Epidemiology and Psychiatric Sciences*, 29.
<https://doi.org/10.1017/S2045796019000295>
- Lisborg, A., & Plambech, S. (2009). *Going back, moving on: A synthesis report of the trends and experiences of returned trafficking victims in Thailand and the Philippines*. International Labour Organization.
- McKenzie, J., Reyes, J. J., Xiong, K. C., Corona, A., & Armsworthy, C. (2021). Virtue, Shame, and Choice: Perspectives of Sex Work Among Adolescents in Various Globalized Thai Communities. *Journal of Cross-Cultural Psychology*, 52(6), 533-552.
<https://doi.org/10.1177/00220221211032393>
- National Statistical Office of Thailand. (2023).

- Statistical yearbook, Thailand*, 2023. Retrieved from <https://www.nso.go.th/public/e-book/Statistical-Yearbook/SYB-2023/303/>
- National Statistical Office of Thailand & UNICEF. (2023). *Thailand multiple indicator cluster survey 2022 (MICS) full report*. Retrieved from [https://www.unicef.org/thailand/media/11356/file/Thailand%20MICS%202022%20full%20report%20\(English\).pdf](https://www.unicef.org/thailand/media/11356/file/Thailand%20MICS%202022%20full%20report%20(English).pdf)
- Okech, D., Hansen, N., Howard, W., Anarfi, J. K., & Burns, A. C. (2018). Social support, dysfunctional coping, and community reintegration as predictors of PTSD among human trafficking survivors. *Behavioral Medicine*, 44(3), 209-218. <https://doi.org/10.1080/08964289.2018.1432553>
- Reason, J. (1997). *Managing the risks of organizational accidents*. Ashgate.
- Royal Thai Government. (2008). *Anti-Human Trafficking Act B.E. 2551 (2008) [Unofficial translation]*. Retrieved from <https://www.mol.go.th/wp-content/uploads/sites/2/2021/02/ANTI-HUMAN-TRAFFICKING-ACT.pdf>
- Royal Thai Government. (2017). *Thailand's country report on anti-human trafficking response*. <http://www.thaianti-humantraffickingaction.org/Home/wp-content/uploads/2014/12/Thailands-TIP-Country-Report-2017-FINAL.pdf>
- Royal Thai Government. (2024). *Royal Thai Government 's Country Report on Anti-Human Trafficking Efforts 2023*.
- Surtees, R. (2017a). *Moving on: Family and community reintegration among Indonesian trafficking victims*. NEXUS Institute. <https://nexusinstitute.net/wp-content/uploads/2020/02/moving-on-nexus-institute-2017-compressed.pdf>
- Surtees, R. (2017b). *Supporting the reintegration of trafficked persons: A guidebook for the Greater Mekong Sub-Region*. NEXUS Institute, UN-ACT and World Vision.
- Tsai, C., & Dichter, M. E. (2019). The trafficking of children in the Greater Mekong Region: A review of recent literature. *Child Abuse Review*, 28(3), 198-208. <https://doi.org/10.1002/car>
- United Nations Office on Drugs and Crime. (2023). *Global report on trafficking in persons 2022*. Retrieved from https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/glotip/2022/GLOTiP_2022_web.pdf
- United States Department of State. (2022). *2022 Trafficking in persons report: Thailand*. Retrieved from <https://www.state.gov/reports/2022-trafficking-in-persons-report/thailand/>
- United States Department of State. (2023). *2023 Trafficking in persons report: Thailand*. Retrieved from <https://www.state.gov/reports/2023-trafficking-in-persons-report/thailand>
- World Health Organization. (2003). *WHO ethical and safety recommendations for interviewing trafficked women*.

Why Survivors Become Victims Again: Survivor's Lives After Trafficking in Thailand

Hitomi SATO

Graduate School of Hiroshima University

This study examines the post-shelter lives of female survivors of human trafficking for sexual exploitation in Northeast Thailand, exploring the factors that lead some to re-enter trafficking or become perpetrators. Many survivors paradoxically struggle with social reintegration despite having received support in shelters.

Semi-structured interviews were conducted with 24 Thai female survivors aged 18–23 between March and April 2023. Each interview lasted between 1 hour 15 minutes and 2 hours 30 minutes, adhering to the WHO Ethical and Safety Recommendations for Interviewing Trafficked Women (WHO, 2003), with informed consent obtained. Thematic analysis in this study led to the classification of survivors into five categories: Stable Employed Survivors, Low-income Survivors, Economically Supported Survivors, Potential Re-entrant Survivors, and Re-entrant Survivors.

Findings indicate that the primary cause of re-entry is not merely economic hardship but “relational deprivation”. Survivors who successfully reintegrated often had support from family or NGOs, which enabled them to complete lower- or upper-secondary education and secure stable employment. In contrast, Re-Entrant Survivors lacked support, faced limited job opportunities due to not completing lower-secondary education, and had no one to consult when in need. Another common factor among Re-Entrant Survivors was their tendency to perceive past relationships with their brokers positively, interpreting the temporary support they provided as care or affection, which led to dependency.

To prevent re-entry, a Multilayered and Interacted Support Network is essential, where families, educators, NGOs, shelters, and healthcare providers collaborate to establish a holistic and sustainable support system. Additionally, prioritizing secondary education is crucial for expanding employment opportunities and enhancing survivors' long-term independence. Continuous post-shelter engagement through regular follow-ups by NGOs, shelter staff, or sometimes, even a simple message exchange alone can help mitigate social isolation and reduce the risk of re-entry.

This study highlights the limitations of conventional reintegration models, which prioritize individual self-sufficiency and economic stability while overlooking the importance of "social re-inclusion". Instead, it emphasizes the

necessity of comprehensive societal support as fundamental to preventing re-entry and ensuring stable reintegration. Addressing relational deprivation through a multi-institutional support system is key to achieving sustainable social re-inclusion for survivors. Future research should explore the role of educational institutions and community-based interventions in fostering long-term social inclusion.